

第11回共同ワーキング・チーム議事概要

(日時) 平成29年11月17日(金) 9時30分～11時30分

(場所) 中央合同庁舎第2号館 10階 共用1001会議室

- (議事) 1 財務情報の活用方策、将来情報(財務・非財務)の検討
2 アンケート項目(案)の検討

【1 開会】

- 会田座長からメンバーの交代について報告があった。

【2 財務情報の活用方策、将来情報(財務・非財務)の検討】

- 「財務情報の活用方策、将来情報(財務・非財務)」に関する説明が事務局からなされた。
- 事務局の説明を踏まえ、メンバーから以下の質疑及び意見があった。
 - ・ 海外の政府機関のアンニュアルレポート等においては、近年テロやサイバーセキュリティへの対応策を記載しているものが見受けられる。
 - ・ 内部統制上のリスクや対処すべき課題を重要性も含めてうまく整理すれば、事業報告書との関係も整理できるのではないかと。特に最近では、今まであまりリスクと思わなかったことがリスクになっているので、リスクマネジメントをどう考えているのか、また顕在化している法人の課題にどう対応するのかということについて、分けて整理すると良い。
 - ・ 国からの財源措置に依存している法人では、自ら対応できる範囲のリスクと、そうでない範囲のリスクがあると思うが、両者の切り分けは非常に難しい。特に、法人が対応できない範囲のリスクについては、国が対応するとしても、予算が通っていないことには、対応策に言及するわけにもいかない。
ただ、一番重要なのは、国民に正しく認識されることであり、何ら対応策に言及しないことは、過大なリスク認識にも繋がり、いたずらにリスク感覚を助長することで、結果として国民の不利益になってしまうのではないかと。

- 企業の場合には、企業ごとの株主に対して伝えるため、固有のリスク情報を多く書くことになるが、多く書けば良いというものではなく、冗長になっていて利用者に伝わらないということもある。

各独法に想定される固有のリスクと、独法共通のリスクとに分けて整理できるなら、共通のリスク情報をどこかにまとめて書いておき、そこに各独法がレファレンスする仕組みを作っておけば、冗長を避けられるし分かりやすいのでは。
- 財務情報や非財務情報と言っても様々な情報があるので、財務報告の範囲をもう少し整理しておく必要があるのではないか。その上で、事業報告書や財務諸表が財務報告の範囲内に、どのように位置付けられているのかを整理できるとわかりやすい。
- 財務諸表と事業報告書をまとめて1つにすれば、利用者にわかりやすくなる。一般目的の事業報告書と財務諸表といった場合には、要するに総括的に独法の全体観がまずわかるということが大事であって、その上で、将来・現在・過去といった視点での分析や、簡潔明瞭に説明するといったことが大事になる。そうすると、簡潔に全体感がよくわかる情報として、両者を一体として説明した方が良いと言えるのではないか。
- 独法の財務報告に関連する中期計画や、年度計画、予算、さらには評価といった全体の体系がわかる資料があるとわかりやすい。事業報告書に何を書くかを決める際に役立つのではないか。
- 情報をシンプルに見たい人、専門家としてテクニカルに分析したい人などがいるが、全てを1つの報告書でカバーするのは難しいと思う。利用者のニーズを踏まえて、報告書やデータのあり方を分けると良い。
- あまり詳細過ぎても見る気がしない報告書になってしまうので、なるべくシンプルでストーリー性があると良いと考えている。詳細情報を見たい人については、レファレンスの情報があって、それを見るとわかるイメージを持っている。

また、独法が作っている情報は、今回の資料に書いてある以外にも存在していると考えており、法人としてはそれらに対応するのが大変な状況にあると思うので、現状がどうなっているのかを確認し、全体像を示すのは大変だとしても、どのような情報を事業報告書に取り込む必要があるのか検討しておく方が良いと考えている。

- 財務諸表で表されない資産との関係では、測定の確からしさに関する話と、今の会計ではあまりそこまで言及しない部分での話がある。

例えば、企業会計では、蓋然性に関連して認識できないといった資産があるが、独法の場合には、固有のミッションを踏まえて測定の確からしさを考えることや、外部経済の効果を踏まえて測定するといった話もある。これを拡張すると、財務諸表に表示されていない知的資本や人的資本は、測定の蓋然性に起因するものと、事業報告として法人が発信したいストーリーの中で強調したいものとに分けてみる考え方もあるのではないか。
- 企業の場合、株主向けに事業報告書があり、また将来の株主や取引先などを含めた全てのステークホルダー向けに有価証券報告書があり、最近では統合報告書も作成している。それぞれ目的が異なるので内容は少しずつ違って、専門的であったり、一般的であったりと分かれている。

独法でも、事業報告書に全てを書くのは難しいので、目的をはっきりさせて、これだけは絶対必要だというものに絞って、もっと理解してもらいたい情報は他の報告書にまとめて書くといったように分けると良いと思う。

例えば、株式会社だと株主を含む全てのステークホルダー向けに統合報告書を作成していて、そこでは社長の事業方針、事業内容、ガバナンス体制、リスクマネジメント、財務諸表等をまとめて、様々な情報を関連づける工夫をして記載している。独法でもそういう仕掛けを前提にして、今回の論点のたたき台も踏まえたアンケートを作って、必須はどの情報で、もっと理解してもらいたい情報はどれだというように、分けて整理したら良いのではないか。
- 独法では多くの情報を既に十分くらい作成しているので、これを前提として、強制的に出さなければならない最低限の情報と任意で出している情報とに整理すると良いのではないか。その過程で同じような情報を何度も出しているケースが把握できて、また情報の出し方もコンパクトにできるなら、法人の負担感も減らせると思う。まずは法人がどのような情報を出しているのか棚卸しをして、体系的にまとめてみたらどうか。
- 今回、議論している事業報告書のイメージは、社会における組織という点を全面的に出しているのが統合報告の理想だと思う。その意味で、これまでの伝統的な財務報告とは違い、人的資本や社会・関係資本などが出てきているものと理解している。そうすると、理解可能性の話や、レファレンスをつけるという話にも繋がって、統合報告だと6項目ぐらいに情報を当てはめて、戦略から説明していくので、今回の議論での9項目も同じように扱うのではないか。

- ・ 議論の出発点を財務報告に置いているのは、独法の成果が非財務であって、その目標達成に向かう道筋を示す報告であるということが前提だと思う。そのため、ここで言う今回の財務報告とは、統合的な事業報告に近いものと考えている。

そうすると、切り口としては、財務諸表を起点とするよりも、むしろミッションの達成にむけた流れを示すことが重要となる。ミッションー目標ー計画ー財源、コストー成果ー今後の見込みなどは、非財務情報と財務情報が統合的に用いられて説明されるべきものである。これらに関する情報は断片的に示されるのではなく、階層的にわかりやすく示されると良いのではないかと。

それから、内容が統合的であることに加えて、媒体として統合的であるかという観点がある。独法では既に多くの報告書を作っているので、今回の事業報告書はこれらの多くの報告書のプラットフォームになるようなものであると良いと思う。

なお、独法が統合的な報告を作るといった場合に一番大変なこととして、利用者の視点をしっかりと織り込めるのかという点がある。法人における情報収集においても、利用者のニーズに関する情報収集ができると良いのではないかと。

- ・ そもそも事業報告書をどうイメージしていくのか、また既存の情報とどういう関係を持つのか、さらには、この内容について、ミニマムスタンダードから考えていくのか、それともベストプラクティスを前提に考えていくのかといった様々な考え方があがる。

- ・ 今回は、パブリックコメントも実施した基本的な指針をベースに検討しているので、事業報告書の記載事項については、独法に共通して提供すべき情報と実態を踏まえて提供すべき情報とに分けた整理ができる。この2つの視点で、それぞれどのような情報があるのかを基本的な指針では記載しているので、それも参考に今後、共通と実態とに情報を切り分けられるのではないかと。

また、法人で既に多くの情報を作っていることを前提にすると、既に作成している情報を変える必要ではなく、また法律を変える必要もないので、現行制度を前提にしたまとめ方ができる。

そうすると、事業報告書と財務諸表との一体的な開示については、独法会計基準の一般原則の中に単一性の原則が無いことも参考になるが、企業側で今進んでいる議論とは異なった考え方ができる。具体的には、独法の事業報告書はプラットフォームで、かつ、統合報告的でもあるとすると、概要情報や重要情報に絞って議論することもできて、もう一方の財務諸表については、別途、詳細な情報を

提供するものと位置付けることも可能なのではないか。

- 国の政策を実施するという独法の位置付けからすると、その成果がどうだったか、また成果を継続するリスクは何かといった情報が重要だと考えている。
その中で、統合報告という話が出てきて、6つの資本も参考に情報をまとめているが、成果やその継続に係るリスクといった流れに絡めて、どのようなことを実施して、そのリスクは何で、それでアウトカムが作れた、といった一連の説明をミッションから始まって記載すれば、断片的ではなく、読み手にわかりやすい記載になる。
- リスクだけ記載すると後ろ向きにも感じるので、リスクに対応する機会も併せて検討すれば前向きな議論ができるのではないか。
- 研究開発法人だと、例えば特許料について「機会」の発想があると思う。特許料をとって取引する場合に、人を派遣するなら人件費も請求できるけど、関連する一般費は過去の慣習からすると請求できないといったように、現場では悩んでいるのではないか。ただ、これは普通の会社であれば、請求できるのが当たり前なので、機会を英語でチャンスと言うならば、こういった慣習部分が該当してくるのではないか。
- 独法の場合、成果情報が財務情報だけでは表現できないため、非財務情報が重要だとなってきた部分が強い。だから非財務情報を含む体系でないと、現時点での成果やコストという部分がうまく表現できないという話に繋がる。そうすると、企業側の統合報告では中長期的で持続可能な企業価値の表現という意味で理念等々が使われているものの、独法では議論の出発点が少し違ってくるのだと思う。時間軸についても、企業の統合報告で示しているものと、独法の事業報告書で統合報告的に示す場合については少し違いが出てくるのではないか。
- 全体の流れについては、ストーリー性が重要だと思う。特に主務大臣から与えられる中期目標の背景について触れる箇所があると説得力が増すのではないか。さらにセグメント別に語れるとなお良いと思う。
また、国との関わり方にも関連するが、独法のリスクは何かと聞いた場合には、おそらく運営費交付金が減らされることだと最初に言われると思う。これを踏まえて論点たたき台を見ると、負債に計上されない例として固定資産の維持修繕に要するコストが書いてあるが、こういう情報を素直に数値化して見せると、その独法が今後も持続的に運営されていくかを国民が理解できるので、極めて重要な

情報になるのではないか。

【3 アンケート項目（案）の検討】

- 「アンケート項目（案）」に関する説明が事務局からなされた。

- 会田座長から、共同ワーキング・チームを代表し、黒川座長代理、梶川委員が法人との意見交換に参加することが報告された。

- 事務局の説明を踏まえ、メンバーから以下の質疑及び意見があった。
 - ・ アンケートの取り方やまとめ方は、法人の規模感や3つの法人分類などを意識しておくが良い。

 - ・ アンケート案だけを見ていると、開示する情報を法人の都合のいいように決めようとしているようにも見えてしまう。法人以外の利用者にも意見を聞いたということが大事ではないか。その前提として、現状、どういう情報があつて、どれを対象とするかも踏まえた検討が必要になっているのではないか。

 - ・ 独法評価の観点からも将来に関する情報は重要であり、PDCA の話をしたときに単にサイクルを回すだけではなくて、スパイラルに上げていくイメージが大事になるので、むしろ一番評価するポイントになっている。そういうことも含めて、誰の意見を聞くのかを考えると良いのではないか。

 - ・ 独法に加えて所管する省庁も一体となって政策を実施しているので、独法だけでなく、所管する省庁も巻き込んで、長期的に本当に必要な政策かどうかを踏まえた記載ができると良い。その中で、将来の予算が必要という話があれば、事業報告書でアピールしてもらって、それはリスク管理上も必要な情報になる。
そういう意味では、第三者としての利用者よりも、作成側である独法や、所管省庁の意見を聞くというのが今回のアンケートやヒアリングの狙いになってくるのではないか。

 - ・ 独法の持続可能性という下手をすると、運営費交付金の話になってしまうが、国が金を出している以上は持続可能とも言える。そうすると国の評価をすれば足りそうだが、国も財政が厳しいので将来的に独法への予算が減るかもしれない。だから、そもそも独法が稼げる仕組みになっているのか、また効率的に運営できるのかということが大事になってきて、その意味で、独法の持続可能性というの

は、PDCA をスパイラル的に上げていくようなイメージを持っている。

- 例えば、研究開発法人だと、既に色々な成果の公表やアピールをしていると思うが、良さそうなことばかりたくさん書いても、それでは利用者に伝わらないかもしれないので、ここだけは絶対必要だと思うところを法人自身に判断してもらって、もう少しコンパクトに書くことが重要である。

本当に必要だと思う人的資本が何かとか、そういったことを検討すると、結果として、理事長などの法人内部だけでなく、さらに他の利用者たちのニーズにも関係してくるのではないか。

- 作成者は、利用者が何を知りたいのか、どう活用するのかを想定して開示をする必要がある。実際に利用者に話を聞いて、それでニーズがわかったとしても、作成者がそのニーズを想定していなければ良い開示ができないという要素もあるので、まずは作成者に想定を聞くということが重要である。

以上